

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

<幕別町の概要>

(地域特性)

幕別町は、北海道・十勝の中央部からやや南に位置し、西は十勝の主要都市である帯広市と更別村に、北は音更町と池田町、東は豊頃町、南は大樹町に隣接し、東西間20km、南北間47km、面積477.64 k m²の比較的平坦な地形となっている。

日高山脈を遠くに仰ぎ、アイヌ語の「マクウンベツ（山際を流れる川の意）」と言われるように、サケが遡上する猿別川をはじめ、札内川、途別川、十勝川、当縁川が流れ、平地や段丘が広がる豊かな大地では、畑作や酪農を中心とした農業が盛んに行われ、また、四季折々に美しい風景に彩られた自然豊かな土地である。

(人口分布の状況)

幕別町は、北部・中部の幕別地区、札内地区、南部の忠類地区の三つの地区で形成されている。

人口は、令和7年1月末現在で、25,230人で、幕別地区は5,098人、札内地区18,810人、忠類地区1,322人となっており、道内の町村では第3位の人口規模となっている。令和2年度の国勢調査では、前回の調査から982人の人口減となっており、住民基本台帳では、前年と比較すると、370人減少している。

(交通事情)

周辺の主要都市である帯広市とのアクセスに関して、札内市街地は帯広市と札内川を挟み隣接しており、また、幕別市街地については、帯広市から約15km（国道38号経由で約20分）、忠類市街地からは、同約50km（国道236号経由で約1時間）の距離にある。

北海道横断自動車道は、小樽～足寄及び釧路別保間、小利別～北見東間が供用されたことにより、道央圏及び東北海道との交通の便が向上し、また、帯広・広尾自動車道は、帯広～忠類大樹間が供用されており、忠類市街地の交通利便性も高まりをみせている。

(産業構造)

幕別町は、幕別地区、札内地区においては、小麦、てん菜、馬鈴しょ、豆類を基盤とした畑作物や野菜生産を、忠類地区においては、酪農を主体とした経営を中心に基幹産業としてはもとより、北海道でも有数の農業主産地となっている。令和2年国勢調査によると、第一次産業が1,958人（14.9%）、第二次産業は2,201人（16.7%）、第三次産業は8,447人（64.3%）となっており、第一次産業は減少の傾向にあるものの、第二次産業と並ぶ割合となっている。

(町内事業者の概要)

令和3年経済センサス(活動調査)によると、公務を除く幕別町内の民営事業所数は955社である。

	事業所数(件)	従業員数(人)
第一次産業	81(8.5%)	640(8.1%)
第二次産業	176(18.4%)	1,928(24.3%)
第三次産業	698(73.1%)	5,363(67.6%)

経済センサスでは、各事業所の従業員数を「1～4人」「5人～9人」「10人～19人」「20人～29人」「30人～49人」「50人～99人」「100人以上」「出向・派遣従業員のみ」と分類しており、中小企業基本法における中小企業の定義と完全には一致しないが、従業員数に基づき各業種を見た場合、各業種における中小企業の事業所の割合は96%以上、従業員数割合は85%以上で、幕別町における中小企業の割合はどの業種においても非常に高いものとなっている。

(幕別町の各業種における中小企業の割合)

(ア) 卸売業

	①従業員100人未満	②従業員100人以上	③出向・派遣従業員のみ	中小企業割合 ①/(①+②+③)
事業所数	44	0	0	100%
従業員数	281	0	0	100%

(イ) 小売業

	①従業員50人未満	②従業員50人以上	③出向・派遣従業員のみ	中小企業割合 ①/(①+②+③)
事業所数	248	1	1	99.5%
従業員数	1,692	172	0	90.8%

(ウ) サービス業

	①従業員100人未満	②従業員100人以上	③出向・派遣従業員のみ	中小企業割合 ①/(①+②+③)
事業所数	328	3	7	97.0%
従業員数	2,288	390	0	85.4%

(エ) 製造業その他

	①従業員100人未満	②従業員100人以上	③出向・派遣従業員のみ	中小企業割合 ①/(①+②+③)
事業所数	312	3	9	96.3%
従業員数	2,649	459	0	85.2%

(オ) 全業種計

	①従業員基準未満	②従業員基準以上	③出向・派遣従業員のみ	中小企業割合 ①/(①+②+③)
事業所数	932	7	16	97.6%
従業員数	6,910	1,021	0	87.1%

(2) 目標

I C T分野などの技術革新が急速に進展する中で、地域経済を発展させるためには、経済の中核を担う中小企業の経営基盤を強化する必要があることから、幕別町では中小企業の生産性向上に資する設備投資に対し、課税の特例による支援を行うため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者先端設備等の導入を促すことで、地域経済の発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等の導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

幕別町内の中小企業は、事業所数では企業全体の約98%、従業員数では雇用全体の約87%を占めている。このため、業種にかかわらず町内の中小企業の実産性を向上させることが、経済の活性化に繋がることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

幕別町は、3地区の市街地には、小売業やサービス業、飲食業が数多く営まれているほか、町内3箇所の工業団地には、製造業や建設業などが立地している。また、農業者の多くは郊外で農業を営んでおり、中には農産物の加工品の製造・販売に取り組んでいる。このため、市街地に限らず、郊外で営む事業者を含め、町全域を計画の対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

幕別町内の各産業における中小企業の労働生産性の向上を目指すことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、I T導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率の平均が3%以上に資すると見込まれる事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 町は、人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 町は、法令等を遵守しないなど、公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。